法政大学大学院特色ある教育研究プログラム実施補助規程

規定第1325号

(目的)

第1条 この規程は、法政大学大学院の各研究科に設置された専攻等(以下「専攻等」という。)において、特色ある教育研究プログラムの実施及び促進をはかるため、その経費を補助すること(以下「補助金」という。)について定める。

(補助の範囲)

- 第2条 この補助金の補助範囲は次のとおりとする。
- (1)研究調査費
- (2) 資料費及び資料収集費
- (3) 論文集発行費
- (4) 図書購入費
- (5) 研究合宿・学会参加に係る費用(交通費及び宿泊費)
- (6) 研究会の開催に係る費用 (研究発表会会場費及び外部講師招聘費)
- (7) 教育研究に必要な備品及び消耗品購入費
- (8) 教育研究に必要な経費
- (9) その他専攻等の特色ある教育研究プログラムの実施に資する経費
- 2 前項における支出の範囲において、飲食代は1人当たり2,000円を上限とする。ただし、アルコール類は支出対象としない。

(運営)

第3条 補助金の管理及び運営は、研究科教授会が行う。

(申請手続)

第4条 この補助金を受けようとする専攻等は、申請書に研究計画書及び予算書を添え、研究科長会議議長に提出する。

(申請書の提出期限)

第5条 申請書の提出期限は、当該年度の6月末日とする。

(補助額の配分)

第6条 専攻等に配分する補助金の額は、研究科長会議の議を経て決定する。

(購入物件の帰属)

第7条 この補助金により購入された設備及び備品は、大学に帰属するものとする。

(決算書等の提出)

第8条 この補助金を受けた専攻等は、年度末に決算書及び支出の証憑書類を研究科長会議議長に提出しなければならない。

(提出書類の様式)

第9条 この規程に関する提出書類の様式は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。